

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岸 堅 士  
同 土 居 幸 徳  
同 赤 木 一 雄  
同 高 橋 雄 大

### 公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

#### 記

#### 1 監査の対象（公の施設）及び範囲

岡山市近水観光振興会（備中足守まちなみ館）

平成30年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

#### 2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和元年9月2日から令和元年10月31日まで

#### 3 監査の着眼点及び実施内容

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

#### 4 監査の結果

平成30年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、協定書の内容に沿って適切に実施されているものと認められた。

また、事務処理については、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

団体の指定管理の概要は次のとおりである。

○指定管理に係る施設の概要

施設名称	備中足守まちなみ館
設置場所	岡山市北区足守928番地
規模	木造瓦葺2階建 延床面積（1階のみ）115.97平方メートル
開設	平成4年7月
利用料金制	導入無し

○指定管理者（非公募）

名称	岡山市近水観光振興会
所在地	岡山市北区足守928番地
設立年月日	平成5年5月9日
指定管理者の指定	本法人は、岡山市から平成28年4月1日から令和3年3月31日までの期間、備中足守まちなみ館の管理を行う指定を受けている。

1 設置条例に規定された施設の設置目的

備中足守まちなみ館条例（平成4年7月3日市条例第36号）第1条より、「地域住民のまちなみ保存の意識の高揚を図るとともに、来訪者に対し足守の歴史、観光情報等を提供し、及び来訪者との交流を図る施設として、岡山市北区足守928番地に備中足守まちなみ館を設置する。」

2 施設の利用状況について

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
来 館 者 数	7,354 人	5,082 人	4,102 人

3 指定管理料について

「備中足守まちなみ館の管理運営に関する包括協定書」第10条及び第11条に基づき支払い。

- ・指定期間総額 7,560,000 円（うち消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）560,000 円）
- ・年度支払額 1,512,000 円（うち消費税等 112,000 円）
- ・支払期 毎月払い 月額 126,000 円

4 指定管理業務の内容について

平成30年度における指定管理業務の主な内容は、次のとおりである。

（1）指定管理者が行う業務

- ・観光案内サービスに関する業務
- ・施設及び備品等の維持管理に関する業務  
清掃業務、草取り・庭木剪定業務

- ・各種報告・調査に関する業務
  - ・広報業務
  - ・その他必要な管理運営業務
- (2) 自主事業
- ・実施していない。